

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>国際協力排出削減量</u> その他これに類似するもの（以下「カーボン・クレジット」という。）の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表及びカーボン・クレジットの売買の公正の確保その他のカーボン・クレジット市場の開設に係る業務 (5) (略) 2 (略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>算定割当量</u> その他これに類似するもの（以下「カーボン・クレジット」という。）の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表及びカーボン・クレジットの売買の公正の確保その他のカーボン・クレジット市場の開設に係る業務 (5) (略) 2 (略)
付 則 この改正規定は、令和8年1月1日から施行する。	